

# 平成27年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	11	事業名	特定健康診査経費		事業の性質別	義務的経費(一部裁量の経費)	区分			
予算事項名	大事項	特定健康診査等所要経費		中事項	特定健康診査経費		部課名	市民部国保年金課		
事業開始年度	平成 20 年度	根拠法令等	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 法律・政令・省令名(高齢者の医療の確保に関する法律 <input type="checkbox"/> 道条例,規則,要綱等( <input type="checkbox"/> 市条例,規則,要綱等(					電話番号	32-2215

## 1. 事業の目的・必要性と内容(PPLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	【目的】 国民健康保険被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を抽出するために実施している。また、併せて被保険者の健康の保持増進に努めることによって、医療費の伸びの抑制を図ることを目的としている。
	【必要性】 法により、国民健康保険の保険者である市に特定健康診査の実施が義務づけられている。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上75歳未満の被保険者を対象として、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防に重点をおいた健康診査を行う。</li> <li>・受診対象者全員に対し受診券を発送するほか、受診率向上のためのチラシ・報道などによる広報や、未受診者に対する電話・ハガキなどによる受診勧奨を行う。</li> </ul>

## 2. 概算総事業費(DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位:人,千円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度予算	平成26年度決算見込	平成27年度予算	平成28年度予算要求
事業費(A)		121,816	138,337	172,590	158,048	169,118	0
特定財源	国・道	41,020	60,119	61,332	64,895	60,342	
	市債						
	その他						
一般財源		80,796	78,218	111,258	93,153	108,776	
事業を実施するために必要な人件費 <small>※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合も0で表示されている場合がある。</small>	職員	人工 1.82 13,665	人工 1.82 13,137	人工 1.82 13,268	人工 1.82 13,268	人工 1.82 13,672	人工 0.00 0
	嘱託職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.66 1,044	人工 0.66 1,044	人工 0.66 1,044	人工 0.00 0
	人件費(B)	13,665	13,137	14,312	14,312	14,716	0
総事業費計(A+B)		135,481	151,474	186,902	172,360	183,834	0

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ハガキによる受診勧奨	件	(年2回) 81,000	(年1回) 43,000	(年2回) 75,000	
専任の職員を配置しての電話による受診勧奨	件			1,727	
フリーペーパー・報道等による広報	媒体	3	5	6	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	平成27年度特定健康診査受診率 45% (H26年度見込 29.6%)
------	--

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	特定健康診査の実施により、メタボリックシンドロームの該当者または予備群の判定を受けた者が、その後の特定保健指導の利用や自ら生活習慣の改善を行うことによって、生活習慣病の発症や重症化の予防が図られている。また、特定健康診査の受診を通じて、自らの健康状態や生活習慣を振り返り、生活習慣病予防の動機付けの機会となっている。
--------	--

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明	評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の市民ニーズ	変わらない	当該事業は、法により実施が義務付けられている。	コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	当該事業は、法により実施基準が定められている。
	市の関与の妥当性	法令・条例等の根拠により関与が妥当			将来コスト増減見込み	評価対象外	
成果・有効性	成果の達成状況	達成が不十分	成果指標に掲げた受診率には到達してはいないが、徐々に受診率のアップが図られていることから、今後においても広報に努めるとともに、未受診者へのハガキ等による受診勧奨について、効果的・効率的に行っていく必要がある。	執行方法	受益者負担の適正度	評価対象外	特定健康診査の実施については、函館市医師会に委託し、定められた健診項目ごとに診療報酬に基づき委託単価を設定している。
	事業目的実現のための手段	現手段も有効だが他の手段も考えられる			外部委託の可能性	すでに実施	
評価結果から明らかに なった課題事項など		特になし					

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) 法に基づいた事業であることから、現行どおり実施する。
	現行どおり	(経費について) 診療報酬改定の都度、委託先と契約単価の見直しをしている。

参考: 他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	法により実施が義務づけられている事業であることから、全国の自治体で実施している。
----------------------------	--